

〔一〕 教育課程の研究

鈴木 洋一郎 中野 満男 高森 充
倉田 有邦 酒井 炳久 阿部 健一
児嶋 文寿

I 高等学校の教育課程の諸問題

鈴木 洋一郎

まえがき

昨年5月に高等学校学習指導要領案が文部省から発表され、各方面からの意見聴取の後、9月には「学習指導要領」が告示という命令形式を以って公になった。そしてこの「要領」に基づく高校の教育課程が昭和48年度から実施される運びとなっている。現行の「指導要領」の告示された昭和35年から既に10年が過ぎ、この間には、この改訂の背景には'60年代における国際状勢の推移、わが国の国際地位の向上、科学技術の躍進、知識爆発の増加、高度経済成長と教育の大衆化、マスコミの発達、感情思考の定型化、規範意識の喪失、社会の機械化、組織化と人間疎外などの多くの問題があった。このような国内の状勢下において対米協調の線に沿って、軍国主義復活の印象を与える、国防意識を昂揚するような傾向を見せてている。〔注1〕また教育政策もこの方向に向けられて〔注2〕、教育課程も、①昭和22年の発足……選択制と単位制の採用、②昭和26年の改訂……共通必修（6科目38単位…85単位中）特活の新設、③昭和31年の再改訂…必修科目数や単位数に巾をもたせ、コース制採用④昭和35年度の再改訂……必修17科目77単位の増加、類型の強化標準単位の採用などであった。そしてこれらの政策に対して当然、教育の現場から強い批判と斗いがあった。政策の基本線ともなった中教審答申の人間觀には、個人としても家庭人、社会人としても順良中正な道徳的人間への期待が明確に出ており、その反面に政治的関心や科学的探求などに対する積極的な態度を欠く傾きが見られ、人間の力をわが国の経済発展の手段（商品）として開発し配分しようとすることがわかる。

〈改定の根本精神と問題点〉これらの構想は、教育課程の改善についての諮問事項や政府当局のあいさつや説明で明らかであり、教育課程審議会から答申された基本精神などと一貫している。要約すれば次の5項

である。

1. 道徳教育の徹底
2. 国家および社会の有為な形成者をめざす
3. 教育内容の多様化
4. 教科内容の精選とその質的改善
5. 中・高一貫教育の推進

この基本的観点から高校の学習指導要領を検討すると、次の3項を問題点として指摘したい。

1. 教育目標の設定は正しいのだろうか。
2. 学習指導要領の法的拘束性はどうであるか。
3. 教育における能力主義は正しいのだろうか。

本論

1. 教育目標の設定

この教育目標の設定に当っては、中教審の「期待される人間像」の精神を生かしたもので、所謂「知識や技能の外に道徳・情操・健康」と重視するという一知情意体の調和統一のある人間形成を第一に挙げて国民的自覚をもつように育成することであって、道徳教育の徹底化が強調され、「国家社会の要請に応ずる」とか「国家社会を形成する」ということばにも明らかなごとく、国家、国民意識を特に高めるように目標が設定された。

この「育成する」という語は戦時中の「皇国民練成」に通じ、また「国民的自覚」は「皇國の道に則り」と同じような響きを感じ、「修身」や「操行」などが教科に優先していたことを思い出す。「指導要領」の道徳教育の条文にも「……しなければならない。」という規範性・義務を要求する箇所が見られる。教科書における国家主義の強調はますます高められており、その例も多いのである。〔注3〕

〈政治教育〉以上の観点に立つとき、高校生の政治的活動も全国高校長協会の決定に沿って、自ら禁止の方向をとり、この方針により10年前安保改定以来一貫

した指導体制をまもり（昭35.6.20）生徒会の連合的組織についても同様な措置（昭35.12.24）をとって来た。これは教育基本法8条の精神を正当に解釈しているとは言えず、「民主的な社会および国家の形成者として必要な資質の基礎を育てる」という目標をもつ教育活動（との特別教育活動）の中で生徒会を規制し、8条によって保障された政治教育の基礎学習と民主的な訓練の場を無力化してしまい、生徒間には三主義といふことばを生むに至っている現状である。眞の民主主義に徹した人間性を回復し、充実した生き方を考えさせる教育目標の設定が期待される。

2. 学習指簿要領の法的拘束性

教育課程の基準を定める指導要領は最初には試案と言われ、参考・助言・資料的な要素であり、そのため教科内容に対しても教師の自主的な研究を励まし、教育課程の編成の際にも生徒の実情に即応しようとした。所調、研究にカリキュラムブームなる語が流行した。しかし、昭和30年以来内外状勢の変動に対処する政策は教育をも統制するようになり、指導要領の「試案」という文字は消されて「告示」という文字に代わり、社会科の改定を初めとして教科書検定やカリキュラムにも進路特性に応ずるコース制（A・B類型）などをとり入れ、教育課程の自主編成については、数度の裁判の判例にもあるにも拘わらず、一昨年8月に当局は違法行為と見なし、以来教育権をもつ親から国が委託されて編成し、その基準を定めるものであるという見解を貫して表明して来ている。

確かに国は学校教育法48条、同施行規則57条2項などによってその合法性、即ち国家の最小限度の基準制定は認められはいるが、教育というものは本質的に生徒の実態に即するべきものであり、多様にして最大限の教育課程は教育の主体たる教師によって生み出されるものであるという教育の自由性、弾力性は教育基本法の趣旨であると言ってもよい。

しかし現実的には文部省の行政指導によって（管理規則要項）によって学校長が編成し、教育委員会に届け出るようになっているが、ILOとユネスコとが「教師の地位」という項文の中で、教師の権利と責務として運営に参加することを共同勧告している。しかし、当局はこの勧告に対しては戦後の教師たちの自主編成に対してと同様に終始消極的態度をとり続けている。21世紀の日本の運命・進路を開き、国民の未来像を描く教育においては、更に社会主義国家やアジャ諸国の研究の成果を欧米のそれと同様に生かすという国際的視野に立った展望とプランが期待されねばならぬ。

本校においては、開校以来付属学校の使命と自覚とに立って教育課程の自主編成とその研究をし、従来数

回の修正を試み現在に至っている。

3. 教育における能力主義

最近の高校への進学率は年々上昇し、全国平均は10年前の50%台から80%台へと飛躍し、愛知県では90.6%であると報じている。従って高校の準義務教育化や中高一貫教育は当然問題となり、所謂後期中等教育の大衆化を示している。

しかし高校の教科には、進学や就職などによって大学や社会の要請から盛られる内容に不適当なものや程度が高く十分に理解消化されないものが多いことはいろいろ報告されている〔注4〕そのために能力別、グループ別、コース別とが考えられて来た。戦後には教育基本法3条の精神に従って平等に教育の機会を均等に与え、学習成績のみを以て人間の能力と見なかった。確かに能力判定に当っては成績評価の外に身体・知能・学習意欲・家庭環境を含む社会要素適性などを統合して考えるべきであって安易かつ便宜的に学習（テスト）の結果だけで差別・選別すべきはない。現に本県においては大学制採用の学力検査のため高校間相互の生徒に優劣感を植えつけており、また本校においても2年前に実施した高1の能力別固定学級の指導結果は成績の格差の大きい生徒を対象にして長時間な討論と周到な準備と指導とによってもその目的は果しえず、いろいろな生徒の反応のあることは調査によても明らかである。生徒の学力差が大きく、たとい多层次化現象があってもこの能力別指導は結局教師の指導上の便宜さはあるが、生徒の学習意識や人間形成の面において能力固定という印象を残した。これら観点から新しい学習指導要領の中で、能力差、能力固定の考え方から必修科目に決定された古典1甲、数学一般、基礎理科、初級英語については指導上その取扱いについては問題が十分残っている。

最近、能力の早期発見開発を重視して中教審は63制の検討を始め、「先導的試行」としての新しいコースを現コースと並行して複線型にする改革構想をもち、「新幹線学校」方式を打ち出し「飛び級」や「無学年制」を提案し、学校教育法の改定を考えていると伝えられる。これらの構想に対して教育現場から反対のあるのは当然で、中高一貫の教育をうたいながら義務教育の中学校卒業生を「中途退学」のごとく扱い、所謂「流れ解散」では困るという矛盾を見せはじめている。要するに能力主義はその判定基準とか、人間形成とかの点から十分の考慮が望まれる。

最後に教育課程中の各教科以外の教育活動について言及する。問題は「民主的な社会および国家の形成者として必要な資質の基礎を育てる」ということであり、当然クラブ全入問題や高3の生徒会活動への参加などが取りあげられる。これらの諸問題は厳然たる受

体験制の中で果して実施が可能であるかということである。大学がこの方針に対する新しい大学の構想をもち、入学試験の在り方などを真剣に検討して受け入れ体制をつくるよう改革がなされなければならない。

4. むすび

高校学習指導要領の改定に関連して、その基本的な三点を挙げて述べたが、教育の現場においては更に多くの複雑な問題があると思う。以上の諸項目の内容を考えながら数年来実施し来った本校のカリキュラムについての生徒の意識実態を調査し、その結果についての報告をもって結びとする。これは昨年末高校3年全員を対象にして無記名で自由に記入させたものの集計である。この学年の約135名の半数は付属中以外からの入学者があるので、内部・外部の中学校の比較において興味ある資料となると思う。（無記名のため記入なきものもある）

○ 中高一貫教育について

		附中出身	外部中学
中学の時	附高を希望	48	11
	希望せず	12	51
現時、希望するコース	付中——付高	28	23
	付中——公高	8	2
	公中——付高	4	5
	公中——公高	15	27
	なし	4	6
付高希望理由	練習のつもり	0	38
	確たる理由なし	49	14

○ 学習困難科目（3科目名を順次記入）

教 科	科 目	男	女	計
国 語	現 国	15	2	17
	古 典	46	17	63
社 会	地 理	6	8	14
	倫 社	8	1	9
	日 史	7	2	9
	世 史	3	3	6
数 学		30	24	54
理 科	生物地学	3	5	8
	物 理	24	28	52
	化 学	24	29	53
英 語		28	18	46

○ カリキュラム編成について

		付中出身	外部中学
進路コース別編成	希望	高2から 高3から 希望せず	9 33 19
	是	44	40
	否	17	20
希望科目 多い5科目	数学	38	40
	英語	33	33
增加単位の選択科目	物理	29	23
	化学	21	12
	社会	11	12
希望する	希望する	45	34
	希望せず	15	25

（希望するの中にはもっと多くの時間をするもの6名を含む）

附属6か年中等教育と公立中高6か年教育の長所（抜萃）と指導ができる

付属の中・高

6年教育

1. 6年落ちついたまとまった授業（3か年のこまちでない）
2. 生徒の性格適性を把握し能力を伸ばしうる
3. 受験教育にわざわいされない自由な学校（精神的安定）
4. 人間関係もよく相互観察感（短期の人間形成は不能）
(中高の友人が一番長く続き生涯の友人となりうる)
5. 中学の生活記録が生かされる
6. 独自のやり方ができる

公立の中・高

6年教育

1. 温室育ちから脱出、世間の荒波にもまれる井の中の蛙にならず6か年ではなれ合い刺激を望む新鮮さ
2. 受験へのきびしさ
3. 付属としての束縛教育より自由なものを期待する
4. 中高のはじめ、気分変わり一定コースに拘束されない
5. 多くの友人で磨き合うHRクラブ、独立心

高等學校の教育課程の諸問題

のびのびと

6. 能力に応じた学校で学べる
7. 附属は現在の教育事情から浮き離れている

〔注1〕 日米共同声明における対米・対戦争・対核の態度、ある文相の国家安全保障や国防意識を教えよ。農相の…憲法無視、原爆30万軍隊保有の発言。防衛庁長官の…隊員は天皇のおおみたから、象徴でなく元首待望論、3次4次防から企業の軍需工業化、企業側の勧告により防衛高校5校（4次防で2校、1年3000人）の新設の計画。

〔注2〕 昭和36年—学力テスト実施昭和38年—教科書統制法昭和39年—教師用指導書の検閲昭和40年—中教審の「期待される人間像昭和41年—後期中等教育の拡充整備について昭和44年—教育課程の自主編成は違反昭和45年—日本人の生涯教育の構想として「初等中等教育の改革に関する基本的構想案、教科書裁判に対する見解、教育白書発表

〔注3〕 1. 戦争放棄の語をなくして平和主義と言、2. 戦争の原因などの分析をせず、国際的地位の向上へ着眼し、3. 皇国史觀や神話の復活、4. 憲法改悪の布石、5. 国家概念の乱用と人権の制限、6. 個人道徳を強調（協力・感謝・尊敬などの精神）

〔注4〕 科目別による生徒の学習不適応率

—紀要10集高森教官調—

Ⓐ欄……昭和38年入学の高2の成績
(文部省40年調)

Ⓑ欄……昭和39年9月市内5高校2年1クラス
(本校調) (理解できず困っている科目
3を記入)

現代國語	古典甲	古文乙	世界史	数学		物理		化学		英語	
				A	B	A	B	A	B	A	B
Ⓐ 9%	14	14	14	13	19	14	17	18	16	21	18
Ⓑ 4.1%		10.7			24.8		20.7		14.9		16.6
困難	Ⓐ	6	6	6	2	6			1	3	
順位	Ⓑ	5			1		2		4		3